

児童番号 第 号  
施設名 ( )

## 約 束 書 (求職者用)

私は、(児童名) \_\_\_\_\_が保育所(園)へ入所後(求職活動を理由とする入所開始後)、必ず会社等へ就職します。現時点の求職活動(予定)内容等は下記のとおりです。

なお、就職が決定した場合は、入所後または求職要件による支給認定の効力発生日から **70日以内**に在職証明書を提出します。

万一、諸事情により就職ができず、支給認定期間の最終月 25 日までに在職証明書又は保育の必要性が確認できる書類が提出できない場合は、退所いたします。

### 記

《求職活動(予定)内容等》

求職活動の方法	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 求人案内 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他 ( )
希望職種	
希望就労場所	<input type="checkbox"/> 鈴鹿市内 ( ) <input type="checkbox"/> 鈴鹿市外 ( )
希望就労時間	( )時( )分～( )時( )分 *1か月当たり( )時間
希望する保育の必要量 (※)	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(①) …主にフルタイム就労(月120時間以上)を想定した利用時間(最大11時間)
	<input type="checkbox"/> 保育短時間(②) …主にパートタイム就労(月60時間以上120時間未満)を想定した利用時間(最大8時間)

(※)「希望する保育の必要量」とは、保育の利用を希望する時間です。入所後速やかな就労開始を前提としておりますので、希望する就労時間に  
応じた区分を選択してください。求職活動中に②を希望し、実際の就労時間が月120時間以上となった場合は①の支給認定に変更となります  
ますが、利用施設の職員配置の都合等で①の利用が困難となる場合があります。また、求職活動中に①を希望し、①で支給認定を受けてい  
ても、実際の就労時間が月120時間に満たなかった場合は、②の支給認定に変更となりますので御留意ください。

令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

住所 鈴鹿市  
申請人